

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度 第 3 回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）
開 催 日 時	平成 25 年 11 月 29 日（金） 9 時 00 分から 13 時 30 分まで
開 催 場 所	別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	安藤会長・富岡副会長・今西委員・藤井委員・向井委員・平原委員・中委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1 プレゼンテーション審査 2 運営法人選定について
提出された資料等の 名 称	資料 1 第 3 回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 （中宮保育所） 会議日程 資料 2 枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領 資料 3 応募法人プレゼンテーション説明事項 資料 4 プレゼンテーション審査会場レイアウト図 資料 5 枚方市立中宮保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定 について（答申）案
決 定 事 項	・運営法人のプレゼンテーション審査をした後、運営法人選定を行った。
会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表の 別 及 び 非 公 表 の 理 由	公表
傍 聴 者 の 数	－
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	子ども青少年部 子育て支援室

審 議 内 容

【会長】

定刻となりましたので、ただいまから第 3 回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を開会いたします。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から報告願います。

【事務局】

本日の委員の出席状況でございますが、委員 7 人全員出席でございます。

【会長】

委員の半数以上が出席されていますので、本会議は成立しています。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。まず、事務局から本日の会議の説明をお願いします。

【事務局】

初めに、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。

資料 1 といたしまして、本日開催いたします第 3 回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）の会議日程でございます。

資料 2 といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領でございます。

資料 3 といたしまして、応募法人プレゼンテーション説明事項でございます。

資料 4 といたしまして、プレゼンテーション審査会場レイアウト図でございます。プレゼンテーションは同じフロアにあります第 2 委員会室で行いますので、プレゼンテーション審査の際には移動していただきます。

資料 5 といたしまして、本日、運営法人を選定していただきますので、その審査結果を市長に報告していただくことになります。その時の資料の枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果（案）でございます。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の予定でございますが、初めに次第 2 の本日の会議日程について、ご説明させていただきます。

次に、本日の案件ですが、案件 1 といたしまして、プレゼンテーション審査についてでございます。

案件 2 といたしまして、運営法人選定についてでございます。

【会長】

それでは、次第 2 の会議日程について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日の会議日程と合わせてプレゼンテーションの実施要領について、ご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。本日の選定審査会のおおまかな流れとしまして、この後、9 時 15 分までの間に藤井委員から先週 22 日金曜日に訪問した応募法人の施設見学の様子をご紹介します。

その後、9 時 15 分から法人 1 のプレゼンテーションと審査、10 時 15 分から法人 2 のプレゼンテーションと審査を行い、11 時 25 分から仮集計表を基に意見交換後、11 時 40 分から本審査に入ります。12 時から本審査結果の確認と答申内容を確認した後に、12 時 15 分に閉会という流れになります。

仮審査及び本審査の集計については、迅速にできるように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料 2 枚方市立保育所民営化に係る応募法人プレゼンテーション実施要領でございますが、先ほど申し上げました通り、日本コイノニア福祉会、清松福祉会の順にプレゼンテーションを行ってまいります。出席予定者等につきましては、こちらの表の通りになります。また、プレゼンテーションの流れにつきましても、これまでの説明の通りとなりますので、ご覧いただきたいと思います。

続きまして資料 3 応募法人プレゼンテーション説明事項になります。こちらもこれまでご確認いただいていた内容となります。下のほうにあります法人 1 日本コイノニア福祉会への 6 つの質問につきましては、先に事務局から質問をさせていただきたいと思います。その回答のあった後、委員の皆様からご質問等をしていただけたらと思います。その下に法人 2 清松福祉会への質問が 5 つございます。こちらにつきましても、先に事務局から質問をさせていただきたいと思います。

資料 4 はプレゼンテーション審査会場レイアウト図となりますので、このようなかたちで座っていただきます。

【事務局】

先ほど説明させていただきました、事務局から法人に質問させていただく内容についてなんですが、質問内容につきましては、事前に法人に伝えておりますことを付け加えさせていただきます。

【会長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

続きまして、先日藤井委員が応募法人の施設見学に行ってくれています。その様子をプレゼンテーション開始までの時間を使って、お願いします。

【委員】

先日見学した感想です。清松福祉会のマツガ保育園ですが、園長が教育・保育に非常に熱心な方で、自己の保有地を園児に開放し、10 種類以上の畑による食育、また、アスレチックロードを作って山道を走らせたりと、園長の意向が園の至る所に見られました。非常に意欲的な園長なので、その点については安心できるという印象を持ちました。

続いて日本コイノニア福祉会。私が見学したのは久宝まぶね保育園ですが、資料 2 を見ていただいたらわかりますが、非常に多くの法人を抱えています。今西委員もおっしゃったんですけども、資産状況が非常に良いということで、安心できる点だと思います。実際園を見学して、全く同じ感想でした。園児が使う歯ブラシとコップを赤外線で殺菌・消毒する設備があったりと、今の中宮保育所と比較すると最新の設備、こんなにすごいものがあったのかと驚かされました。施設は非常に素晴らしいものでした。園庭は少し狭い感じがしたんですが、子どもと教員が狭い中でも遊ぼうという努力をしているように見えました。

【会長】

ありがとうございます。それでは、時間になりましたので、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、プレゼンテーション審査のため、会場を移動していただきたいと思います。移動の際には、お手元の選定審査表＜仮審査用＞と法人の提出書類ファイル等をお持ちいただき、第 2 委員会室への移動をお願いします。

また、第 2 委員会室にも筆記用具はご用意しております。

なお、本日の仮審査表のご記入については事務局で用意しています。赤鉛筆を使用していただきますが、審査の開始前に再度、ご説明いたします。

——法人 1 プレゼンテーション——

【会長】

それでは、ただいまからプレゼンテーション審査を行います。

なお、プレゼンテーション中の進行は事務局でお願いします。

【事務局】

それではまず自己紹介を行っていただいて、プレゼンテーションを行っていただき、質疑応答に入っていただきます。

【法人】

おはようございます。社会福祉法人日本コイノニア福祉会の専務理事をしております、泉と申します。よろしくお願いいたします。理事長は健康が優れませんので、欠席しております。よろしくお願いいたします。

【法人】

施設長予定者の池田と申します。よろしくお願いいたします。

【法人】

おはようございます。久宝まぶね保育園の園長をしております五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【法人】

それでは、プレゼンテーションを始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、応募動機でございますが、当法人の愛和保育園・ハレルヤ保育園は1980年から保育所入所待機児のために枚方市で無認可保育園（簡易保育所）を開設経営して参りました。2001年両保育園は当法人の施設となり、認可を受けることが出来ました。それぞれ現在の定員は26名、待機児対策の弾力運用でも32～33名の入所が限界です。また、保育期間は2歳児までという制限があり、就学令になるまで子どもの成長を見届けることが出来ません。両保育園はこの枚方の地で、全年齢で一貫した保育を通して学齢期まで保育を担っていきたいという強い願いを持ってまいりました。その願いを実現いたしたく今回の募集に応募しました。以上が民営化の公募に応募させていただいた動機と目的です。

法人の理念でございますが、これは法人理念の第1条「目的」に書かれている文章です。最後の1行を除いて国から法人定款の「目的」に取り入れるように指導されたもので2000年に制定された社会福祉法の第3条に書かれているものですが、この中には私たちが最も大切にしている法人及び施設運営についての考えが全て含まれており重要だと考えています。

キリスト教の奉仕の精神とは常に支援を必要としている人と共に生きることが人としての務め、役割であるということです。

法人運営の基本方針ですが、ポイントは6つです。

1. 人権擁護と人権保障
2. 個人の尊厳を守り、利用者本位のサービスを提供する
3. 利用者の方々を精神的・肉体的に抑制しない
4. ソーシャルインクルージョンの実行・実現
5. 全ての利用者の自己選択・自己決定・自己実現の支援
6. 利用者一人一人の自立支援

保育の質の向上や職員の育成ですが、以下の図は法人の組織図です。各委員会には多くの職員が参加し、法人の社会的な責務や役割を適正に認識するようにしています。そのことを通して問題や課題の共有化を図ることができ、福祉従事者としての自覚を高め、資質の向上に繋がっています。

理事会・評議員会等の定例会議は年間3回。その他必要に応じて臨時の会議を開催しています。評議員会と理事会にはどの職員の陪席も認め、法人全体で問題や課題を共有できるようにしています。

中宮保育所の引継ぎにつきましては、2010年4月から大阪市立大宮第二保育所の業務運営を受託してまいりました。その準備段階で業務の引き継ぎは経験しています。引継ぎに至る過程でも、また今日も、必要に応じて保護者・行政・法人（保育園）の3者協議は行っています。その経験から、枚方市との綿密な打ち合わせと保護者への丁寧な説明は大切だと認識

しています。

苦情解決の問題ですが、大きく二つあります。一つ目は、施設の苦情解決委員会。「苦情」は利用者の権利が侵害されたり、充たされないときに発生します。私たちは「苦情」が発生したときは即座に苦情解決委員会を開催し、苦情の申立者へ解決方針をお伝えします。苦情の申立者が納得されないときは納得されるまで「解決方針」について提案し、訴えておられる方の「主訴」をしっかりと受け止めながら、ご要望に応えます。

二つ目は法人全体の苦情解決委員会。各施設ごとの苦情解決の取り組みを法人全体で検証するために、年間 3 回の「法人全体苦情解決委員会」を開催し、研鑽を深めるようにしています。

保育の進め方と内容については、三つのポイントでご説明します。

1. 保育の内容：公立保育所の保育内容を踏襲いたします。また、保育指針に基づいて保育計画の充

実に努めてまいります。

2. 保護者負担：保護者負担に係る費用については、基本的にはできる限り軽微なものにしたいと考えています。公立保育所のこれまでの経過を踏まえながら保護者会とも相談しつつ決定したいと考えています。

3. 子ども個々の現状把握：当法人は子どもの成長・発達を正しく支援・援助するために、子どもの成長・発達に係るアセスメントを適宜進め、成長・発達状況の把握に努めます。また、アレルギー児の把握にも努め、食の安全を確保しつつ食育を充実させてまいります。

【法人】

日本コイノア福祉会の保育園の紹介をさせていただきます。最初の保育園は 1964 年に八尾市で開設した「ベビーセンター」でした。それからおおむね 50 年たちましたが、今日では公立保育所 1 ヶ園を含んで 6 ヶ園までになりました。そのご紹介を時間の都合上、簡単にはございますが、させていただきます。

久宝まぶね保育園。八尾市にございます 150 人定員の保育園です。0～5 歳児の保育をさせていただきます。食育にも力を入れておりまして、ご当地メニューなどが月一回必ず入るように、栄養士が努力をしております。

こちらが柏原市にございます旭丘まぶね保育園で、定員は 120 名の保育園でございます。地域子育て支援プログラムも多岐にわたっておりまして、ニーズに合わせた子育て支援に力を入れております。旭丘まぶね保育園も食育には力を入れており、アレルギー対応食や過去にはイスラム教徒の方の食事の提供ということも配慮し、対応させていただいております。

これは 4、5 歳のプログラムで、中学生、高校生のボランティアを含めて 150 名ほどが 1 泊 2 日のお泊まり保育を楽しむプログラムとして参加しておりました。

こちらが定員 26 名の愛和保育園。枚方市にございます 3 歳児未満児の保育園になります。子どもの成長・発達に係るアセスメントを踏まえて個々の実施計画をきちんと立てており、久宝まぶね保育園もハレルヤ保育園も愛和保育園の個別指導プログラムを手本にしながら、

個々の支援についても力を入れております。

こちらと同じく 3 歳未満児施設でありますハレルヤ保育園でございます。ハレルヤ保育園でも保護者の方に保育園の給食を体験していただくプログラム、給食試食会というのを設けております。

こちらが京都にあります円町まぶね隣保園です。終戦直前に開所した歴史のある古い保育園です。

こちらはこの 3 月に卒園した子ども達が 4、5 歳のプログラムであるお泊まり保育に参加するというプログラムもさせていただいております。

こちらが先ほどから出てきております、業務委託を受けております大宮第二保育所になります。園庭が広いので、子ども達の日々の遊びで園庭を使ったことが多々あります。

保育理念は 6 つの指針に沿いながら日々努力して保育を行っております。しばらくは保育理念、保育指針に基づく保育実践の様子をご紹介します。

こちらは食育の様子でございます。

こちらは枚方市のブックスタート事業の様子です。

こちらは卒園児を対象としたプログラムです。

以上でプレゼンテーションを終了させていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、事務局から一括して質問をさせていただきます。

(1) 様式 3 基本理念について。基本理念についての記述の中にソーシャルインクルージョンとの記述がありますが、現時点における中宮保育所での障害児保育の取り組みについての考えや、障害児保育における保育士の加配など具体的な対応について、教えてください。

(2) 様式 9 19 障害児保育について。「・落ち着ける居場所作りとしてウッドハウスや、相談室を設けています。」とありますが、ウッドハウスとは、どのようなものか。お尋ねします。

(3) 様式 4-1 (8) その他提案事項について。項目内の 3 つ目に記載されている「・地域の高齢者や小中高大学校等とも連携を取り、交流プログラム（世代間交流事業・次世代育成事業地域貢献事業等に関係する）を合同企画します。また、当法人が、高齢者施設を持っている関係で、過去に生活困難者の支援事業制度を利用し、失業のため家を変わらねばならなくなった保育園児の保護者に資金援助をしてもらうなどの援助を行います。」という内容を保育所事業として行うのか。お尋ねします。

(4) 様式 4-4 (1) 引き継ぎについて。「その時点で、保護者会と園との関係についても一緒に話をさせていただきます」とありますが、法人の保護者会に対する考えを事前に教えてください。

(5) 様式 5 施設整備について。

・屋上を芝園庭にされるとの事ですが、現時点における具体化に向けた考えを教えてください。

- ・プールの整備やプールでの保育についての考えを教えてください。
- ・園舎を整備する際のシックハウス対策についての考えを教えてください。

(6) 様式 9 39 引き継ぎについての理解について。募集要項では市立中宮保育所の保育を引き継ぐことを求めています。例えば、既に民営化した宇山保育所においては、保護者会からの求めに応じて、市と法人との協定期間中及び期間終了後も覚書により「宗教的意義を有すると解される行為を行おうとするときは、事前に本市と協議すること。」としています。今回の中宮保育所での宗教行事についての考えを教えてください。

【法人】

(1) ソーシャルインクルージョンとは「包括的社会」という意味です。要支援や援助を必要とする人を地域社会や社会貢献団体があらゆる機能を集約させて「包括的」に支援する取り組みです。障がい児保育においてはその障がいの状況や程度における保育士の配置だけではなく枚方市の子育て支援室、家庭児童相談所などと連携し、必要な援護や支援を重層的に行いたいと考えます。中宮保育所における保育の取り組みは、障がいの状況によった職員配置をいたします。特自 1 級については、障がい児保育の経験のあるフルタイム職員 1 名を配置します。その他の障がい児に対しては、障害の程度にあわせて、パート保育士を配置します。また、障がい児の状況により、トイレ、階段、遊具、備品の整備をいたします。昇降機が必要な場合は設置します。

(2) ウッドハウスとは文字通り木製の建物です。大きさは 4～6 坪程度です。資材は間伐材です。当法人が現在使っているウッドハウスは木の持っている温もりや優しさ、包容力が子どもにとって安心や慰めになっており、子どもの大好きな空間になっています。また子育て相談や遊びに来園する親子が休憩したり、子育て支援に参加する母親たちの交流の場、仲間づくりの場としても有効に機能しています。

(3) 当法人が高齢者施設をもっている関係で、過去に、大阪府社会福祉協議会の生活困難者の支援費事業制度を利用し、失業のために転居しなければならなくなった保育園児の保護者に敷金援助をしてもらった経緯があります。「保護者に資金援助をしてもらう」ことは全く考えていません。このような状態に陥った保護者の相談援助は保育園として当然と考えています。制度利用はいたしますが特別な事業は考えていません。

(4) 当法人は保護者会は保育園でお預かりする子どもの豊かな環境づくりを保育者と協働して作るパートナーと考えています。したがって、保育園の都合を充たすような存在としての期待はありません。引継ぎについては、枚方市立中宮保育所の保育を踏襲し子どもや保護者の方々に不安や混乱を与えることの無いようにいたします。基本的には相互信頼を構築することを大切にしながら取り組んで参ります。

(5) ・「屋上の芝」は 1～2 歳の乳児が天気の良い日には何時でも日光浴や空気浴を楽しむように、安心して「ハイハイできる遊び場」です。予算との兼ね合いがありますが是非とも設置したいと考えています。

- ・プールは新しい保育園舎の建設に当たって、コンクリート製のプールは設置いたしません。FRP樹脂製の組み立て式プールを使用することにいたします。プールを使

っての保育は、水泳が出来る子どもを目指すのではなく、水に親しみ慣れることによって水難事故を未然に防ぐ力をつけること、プール遊びを通して「仲間づくり」を進めることを目的にいたします。

・シックハウス問題：園舎の建設工事が進み内装の下地工事を開始した時点で建設業者にホルムアルデヒドなどの有害なガスが出ていないかをチェックさせます。さらに、内装の仕上げ工事に進んだ段階で仕上げ材から有害なガスが出ていないかどうかをチェックし、建物の完成時に最終的なチェックをいたします。その間に「ガス」の発生を見たときは直ちに改修させます。

(6) クリスマスはイエス・キリストの誕生を祝うお祭りですが、宗教性とは関わりなく、既に日本の民衆文化になっています。こうした行事は「子どもと楽しむ」ために行事に取り入れたいと考えています。その他、勤労感謝の日などキリスト教に元を発したもので、既にわが国の国民の祝日になっているものについては、宗教色をださないように「子どもが両親の働く姿に感謝する」心を育てるために行いたいと考えています。「七五三」は神道の行事であり子どもの健やかな成長を願い神の祝福を祈る宗教行事ですが、キリスト教は同じ目的で幼児祝福式を行っています。行事に関しては、保護者会と協議しながら進めます。「協定」については話し合いのステージとして大切だと考えます。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様からのご質問に移りたいと思います。

【委員】

先ほどご回答いただきました宗教についてですが、中宮保育所を民営化されることになる、宗教的な点について、保護者は従わざるを得なくなります。保護者から反論が予想されますが、その点について具体的な方法をお考えでしょうか。

【法人】

私どもの法人最初の保育園である久宝まぶね保育園では、そのような問題はこれまでございません。業務委託を受けております大宮第2保育所につきましても、引き継ぐに際し、宗教的なことは行わないとの合意を大阪市と行っております。中宮保育所では久宝まぶね保育園と同様の宗教的なプログラムについては難しいと考えています。クリスマス等、文化的なことにつきましては、引き継ぎ期間に中宮保育所と協議の上、可能であれば行っていこうと考えております。ですので、中宮保育所で宗教的なことを強制するということは考えておりません。

【委員】

祈るということについては、どうお考えでしょうか。

【法人】

大宮第 2 保育所では讃美歌を歌ったり、祈ることはしておりません。話し合いをした上で理解していただき、判断していくつもりです。

【委員】

宗教行事等を行わないとなると、保育理念であるキリスト教奉仕の精神と齟齬が生じないでしょうか。

【法人】

法人の保育理念である「人が幸せになるために働く」ということは、キリスト教の精神でもあります。「神のために」ということのみが、必ずしもキリスト教の教えではありませんので、その点ご理解いただければと思います。

【副会長】

ありがとうございました。私見を述べさせていただくと、良い保育を実践している保育園は、キリスト教であれ仏教であれ関係なく人気があると思います。二点ご質問させていただきます。まず一点目ですが、先日の書類審査で記載のなかった保育内容について、どのような保育対応あるいは保育実践を考えておられるか教えていただきたいと思います。そしてもう一点、ソーシャルインクルージョンについて、必要があればエレベーター等の導入も考えておられるとのことですが、イニシャルコスト等の関係があると思います。この点につきましては、どのようにお考えか教えていただきたいと思います。

【法人】

先にエレベーターの件についてお答えします。久宝まぶね保育園は 3 階建てでございますが、重い障がいのお子さんは階段を上れません。必要と判断した上でエレベーターを設置しました。中宮保育所でも是非導入を検討したいと考えております。

保育内容についてですが、私どもで特に力を入れているのが 0 歳児、そして発達の著しい 1 歳児でございます。個々の発達に応じた支援を行わなければ、全く無駄なものになってしまいます。ですので、しっかりとアセスメントしながら細かなスパンで適切な支援対策を行いたいと考えています。特に 3 歳未満児については個別支援というものを柱として考えております。

【事務局】

どうもありがとうございました。

【会長】

それでは、これでプレゼンテーションを終了したいと思います。お忙しい中ありがとうございました。

【法人】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、法人のプレゼンテーションが終わりましたので、これより法人 1 の仮審査を行います。まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

これより、仮審査していただきます。仮審査に使用する用紙は、お手元の前回ご使用いただいた仮審査用の用紙を、使用していただきます。

前回、プレゼンテーション後でないと、採点ができずに空白であった項目を中心に、仮審査の採点をお願いいたします。他の項目を修正していただくことも可能です。

また、本日の採点には、赤鉛筆をご使用願います。集計の時間短縮を図るため、どの部分が追加・変更された箇所かわかりやすくするため、ご協力をお願いします。なお、修正される場合は、線を引くなど、見え消しで横などに変更後の点数をご記入ください。また、仮審査時間として、約 10 分間を予定しています。終了 2 分前に、事務局から残り時間をお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

(仮審査)

【事務局】

まだ時間はございますが、ちょうど 5 分が経過したところです。まだ時間が必要だという方がおられましたら教えていただければと思いますが、皆様、概ねご確認いただけたと思っております。

【会長】

皆様、仮審査の採点は終わりましたでしょうか。

【事務局】

それでは、続きまして法人 2 のプレゼンテーションを行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

法人 2 プレゼンテーション

【会長】

それでは、準備が整いましたので、先ほどと同様にプレゼンテーション審査を再開します。

【事務局】

それではまず自己紹介を行っていただき、プレゼンテーションを行っていただき、質疑応答に入っていただきます。

【法人】

おはようございます。清松福祉会理事長の中川龍博です。よろしくお願いします。

【法人】

施設長予定者の看護師をしております山田須賀代と申します。よろしくお願いいたします。

【法人】

マツガ保育園主任保育士、片岡尚子です。よろしくお願いいたします。

【法人】

それでは、プレゼンテーションを始めさせていただきます。

社会福祉法人清松福祉会は、昭和 60 年 4 月にマツガ保育園を設立いたしました。

そして、前理事長の「地域社会のためにお役に立ちたい」という思いで、平成 10 年 11 月、特別養護老人ホーム安心苑を、平成 18 年 7 月夢心を設立し、現在に至っております。

社会福祉法人の使命では、社会、地域における福祉の発展・充実に寄与するために良質な福祉サービスを提供し、迅速かつ、きめ細かく対応していくことで、地域社会に安心を提供することと考えています。

それでは、応募に至る動機・目的についてお話させていただきます。

中宮保育所は、枚方市の中心街の近い所に位置する中でも周りには緑も多く残っており、四季折々の様々な自然を感じることが出来る恵まれた環境にあると思います。そんな中で一人一人を大切にし、地域との繋がりを深め、子ども達の健やかな成長を願う保育を実践されています。また、目指す保育所像である「保護者が安心して預けられる保育所」、「保育所と家庭の繋がりを大切にし、子どもの健やかな成長をはかる保育所」、「地域との繋がりを深め、地域の子育ての援助をする保育所」を目標とされている考えは、マツガ保育園でも共通するものです。

マツガ保育園は、昭和 60 年 4 月 1 日に開園し、今年で 29 年を迎えます。平成 24 年度の第二園舎竣工に伴い、20 名増員することで 90 名から 110 名定員とし、待機児童解消の一役を担い、現在も 132 名の園児が毎日元気に通っています。現在では、住宅開発等が進み、様々な環境の変化に目を向けながら、子ども達の健やかな成長を願い、生活に根ざし、落ち着いた保育を丁寧に行っています。

園長予定者は、近年においては、保育と看護の両面から子どもの発達をおさえ、保護者とともに健康・安全の援助を行い、信頼関係を築いています。

職員の質の向上にも積極的に取り組んでいます。クラス毎の「保育のねらい」を定め、職員会議において様々な視点から意見交換し、情報を共有し、次に繋げています。また、子どもの発達を理解するための研修も積み重ねています。

障害児保育についても前向きな姿勢で取り組んでいます。平成 22 年度には、医療的ケアが必要な子どもをお預かりすることになりました。保護者に寄り添いながら、職員（保育士・看護師）・主治医・市の保育相談員と連携をし、仲間とともに小学校に送り出しました。

地域の子育て支援は月 2 回、「収穫を通しての食育」、「リトミック」などの活動を行っています。それに加え、平成 20 年度より全市的な取り組みである「ふれあい体験・ブックスタート」事業を始め、地域との繋がりがさらに深まりました。

保育園の中だけにとどまらない支援の充実を図るために育児の悩みや相談に適切に応えるための対人援助技術を学ぶ研修を順番に受講しています。

マツガ保育園では、緑に囲まれた豊かな自然環境の中で収穫を通しての食育を行っています。4 月は、裏山でたけのこ掘り、掘ったたけのこは「たけのこごはん」にして給食で食べています。5 月はいちご狩り、その場で洗って一番新鮮ないちごを食べています。そして、じゃがいも、たまねぎを収穫して、カレーパーティーで調理しています。6 月は、びわ狩り、後日、おやつで食べています。7 月 8 月は、理事長が栽培した、なす・きゅうり・トマト・ゴーヤを収穫しています。9 月は、裏山で栗拾い、スーパーでは、あまり見かけない、いがつきの栗は子ども達に大人気です。10 月は、さつまいも掘り、畑で焼きいもパーティーをします。11 月は柿狩り、5 歳児はつるし柿づくりを体験しています。12 月から 3 月は、みかん狩り、様々な種類のみかんが収穫できます。

このように、1 年を通じて収穫する喜びと食べる喜びを実感しています。中宮の地でも同じような環境づくりをして子ども達に、自然の体験と食育に重点を置いた保育をしたいと思っています。

以上のような動機・目的でこの度の応募に至りました。

続きまして、保育所運営方針についてですが、

- ・子どもの人権を尊重する。
- ・地域社会との交流、連携を図る。
- ・保護者や地域社会に保育の内容を適切に説明する。
- ・子ども等の個人情報適切に取り扱う。
- ・保護者の苦情等に対してその解決を図る。
- ・関係機関との連携を図る。

以上のような方針の基、乳幼児の最善の利益を尊重し、心身の発達を保障します。

保育園の基本理念については、

- ・たくさんの行事や体験を基に、基本的な生活習慣を身につける。
- ・子どもたち、一人一人、個性をいかし、平等に接する。
- ・働く保護者が安心して預けられる保育園をつくる。
- ・家庭とのつながりを大切にして、子どもの健やかな成長を図る。
- ・地域とのつながりを深め、地域の子育て支援に参加する。

という保育理念の基、「主体性」と「基礎」を強く意識しながら

- ・明るい元気な子
- ・喜んでお手伝いをする子

- ・あいさつや返事をしっかり言える子
- ・人の話をしっかりきく子
- ・遊ぶとき、きちんとする時のけじめがつけられる子
- ・みんなと仲良くできる子
- ・ものを大切にする子
- ・自然に親しめる子

を育てることを目標として一人一人の子どもを大切に育てていきたいと思っています。

保育の質の向上や職員の育成についてですが、職員の言動が子ども、保護者に大きな影響を与える事を深く認識し、高い倫理観をもって自己を高め、向上していきたいと考えています。

理念・方針を共通理解し、各種マニュアルを周知実施します。また、自分の課題・園の課題を分析し、それにあった外部研修、内部研修を行い、職員の質の向上を進めてまいります。外部研修は、正職員は必ず年一回以上受け、研修レポートを書いて職員会議で発表し、自己評価をしています。職員会議においては、自分たちの保育を振り返り、そこで発見した課題は一つのクラス、一人の保育士のものとして捉えるのではなく、全体の問題として捉え、みんなで話し合い、方向性を考えています。

また、スイミング・音楽・体育・英語は専門講師が入っており、子どもたちへの指導方法を学んでいます。

保育者が保育に熱意と誠意を持って臨めるように、職場の雰囲気や環境を考え、明るく・楽しく・元気な職場にしたいと考えています。職員はいつも笑顔で子どもたちに接するようにはしております。笑顔は何よりも大切なコミュニケーションだと考えております。

次に、引継ぎについてですが、中宮保育所で今、行われている様々な事、保育内容・持ち物・保育方法や方針、約束事などを教えていただき、確実に引き継ぎができるように努力致します。

今回、提出させて頂いた内容については、真摯に受けとめ、実行することをお約束いたします。移管前の3ヶ月は「共同保育」を実施し、各クラスに保育士を配置しその保育士を移管後、当該クラスに配置します。その前の行事などにも出来るかぎり保育者も参加したいと思っております。

続いて、保育所整備については、恵まれた自然環境を守りながら子どもの安心・安全を一番に考えて、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画を考えております。

建物は2階建てとし、敷地南側に屋外運動場をできるだけ広く確保し、穏やかな採光を確保できる片廊下型の計画を考えております。

事務室（職員室）は安全対策も配慮し、玄関と屋外運動場を見渡せる位置に配置し、保健室や相談コーナーの設置を考えております。

また、屋上園庭を設け、人工芝を張り、プール、トイレ、シャワー等の設置も考えております。内装はシックハウス対策を行い、木材等、天然素材を採用して、温もりが感じられるやさしい雰囲気にしたいと考えております。

安全面についても、出入口や階段等は指づめ防止や転落防止を行い、門は電気錠を設置し、

カメラ付きのインターホンを設け、防犯カメラを設置したいと考えております。

設備面では、全室空調を行い、保育室（0～3 歳児）については床暖房を考えております。

そして、一番の課題は駐車場の確保です。駐車場や子ども達の屋外活動場、菜園を確保するため、隣接地の購入、もしくは借り上げを考えております。取得予定地については様式 5 の地図をご参考にして下さい。平成 24 年度新園舎を増築いたしましたので、その時の経験を生かせると考えております。

それではマツガ保育園の一年間を紹介させていただきます。

- ・子どもたちの笑顔をご覧ください。
- ・自然に親しむ収穫と食育です。
- ・一年の始まりはお花見です。
- ・裏山で竹の子掘り。後日、竹の子ごはんにします。
- ・イチゴ狩りです。
- ・れんげ畑にお散歩に行きます。
- ・玉ねぎ引き、じゃがいもほり。これを使ってカレーパーティーをしています。
- ・ぶどう狩り、一人一房「ペロリ」と食べます。
- ・さつまいもほり、焼きいもパーティーをします。
- ・稲刈りです。一人一人鎌で稲を刈ります。
- ・新米で塩だけのシンプルなおにぎりパーティー。
- ・公園にもみじ狩り。まるで落ち葉のじゅうたんのようです。

行事や生活の様子です。

- ・こいのぼり製作です。
- ・大きなお鍋でカレーパーティーをします。
- ・プール開き、スイカ割りもします。
- ・七夕参観です。
- ・園外保育。北山公園に出かけました。
- ・夏まつりです。
- ・体育教室。跳び箱 8 段跳んでいます。
- ・運動会。組体操、鼓隊、ガードの演技です。観覧席からは大きな拍手、感動の涙。子どもたちは達成感でいっぱいです。
- ・英語教室。ハロウィンパーティーをします。
- ・おもちゃつきです。
- ・クリスマス会。サンタさんからプレゼントがあります。
- ・豆まきです。
- ・おひなまつり会。お遊戯、劇、合奏を発表します。
- ・ちびっこ音楽会です。
- ・避難訓練に消防車に来てもらいました。
- ・一人机でピアノの練習をしています。

このように一年を通して様々な行事や食育に取り組んでいます。

私は、看護職の中で最も大切なのは、健康管理だと考えています。そして、健康の源は食生活です。健全な食生活を実践できる人間に育てる「食育」を通して、保護者、地域の方々のお役に立ちたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。これでプレゼンテーションを終わります。

【事務局】

それでは、まず事務局から一括で質問させていただきます。

(1) 様式 4-5 (6) 安全対策について。新たな保育所では「・必要に応じて、送迎時間帯は警備員を配置し誘導します」とありますが、必要に応じてとは、具体的にどのように考えているのか教えてください。また、仮設園舎時の対応もあわせてお尋ねします。

(2) 様式 5 施設整備について。

- ・取得予定の用地の活用について、主に駐車場や屋外遊戯場とされていますが、仮に取得できない場合の代替案はあるのか、考えを教えてください。

- ・園舎を整備する際のシックハウス対策についての考えを教えてください。

(3) 様式 4-2 (8) その他提案事項について。マツガ保育園では、スイミングや体育教室の実施をされていますが、中宮保育所で実施する予定があるのか。また、実施する際の料金設定についての考え。さらに、仮に一部の保護者が反対した場合の考えを教えてください。

(4) 添付 19 監査結果について。マツガ保育園の監査の際に食育についての指導が入っています。どのような指導内容であったのか、また、実施した改善策について教えてください。

(5) 様式 4-4 (5) 苦情対応について。苦情対応（第三者員会の設置）の項目で、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会についての記述をされていますが、第三者委員会そのものの記述がありません。この点について、どのような考えなのか教えてください。

【法人】

(1) 安全対策についてですが、警備員の配置は、保護者の送迎の多い時間帯を考えております。予定としては、朝は 8 時 30 分から 9 時 30 分まで、夕方は 16 時 30 分から 17 時 30 分までを考えております。仮設園舎においても同じです。

(2) 施設整備について。駐車場を確保できない時は借り上げを考えています。借り上げも難しい場合は、近隣の駐車場を借りたいと考えております。用地の購入を第一に考えております。土地所有者と面接いたしましたところ、いずれも良い感触でありました。

シックハウスについては、設計士や建築業者に材料の内容について詳しく説明を受け、使用制限されている建材については、大臣認定の受けた建材を使用することはもちろんのことであり、健康被害を未然に防ぐよう、今後の建築や保育備品の購入にあたり、十分把握し、考慮いたします。

(3) マツガ保育園では、スイミング教室や体育教室などをやっていて、中宮保育所でも将来的には実施の予定をしておりますが、当面は中宮保育所の内容を引き継ぎ、実施したいと考えております。また、実施時期・内容・料金設定については、保護者の方々と相談して、決めたいと考えております。一部の保護者から反対があった場合ですが、最後の一人の賛成

をいただくまで話し合いを重ね、ご理解を得たいと考えております。

(4) 食育の指導についてですが、指導内容といたしましては、食育計画の作成をきちんとして保育計画に位置づけるという内容でしたので、その後、食育年間計画書を製作いたしまして、保育計画にも位置づけをしております。

(5) 苦情対応についてですが、苦情責任者は園長、苦情受付担当者は主任保育士、第三者委員は当法人幹事及び地域の関係者に委任したいと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】

マツガ保育園は食育に非常に熱心で、見学にも行ったんですけども、裏の私有地も解放しておられました。しかしそれが中宮保育所だと、土地の問題等で必ずしも同じようにはできないと思います。その中で食育はどの程度重視されておりますか。

【法人】

考え方としては、土地を取得してからの考えが第一なんです。それを基に食育も考えてます。今一番困っているのが、駐車場の問題です。駐車場も確保したいので、借りるのを考えているので、現在の状況では、運動場の周りで小さな畑を作ったりして、ミニトマトなど小さなスペースでできる野菜を植えたりすることで、食育ができるのではないかと考えております。

【委員】

食育は熱心にされておりますが、それ以外にマツガ保育園のアピールポイントがあれば教えていただけますか。

【法人】

保護者様からうちの園に入れてよかったと言われるのは、スイミング・体育・音楽・英語等の教室です。専門の先生に来ていただいて行っております。専門的なことは専門の先生に教えていただいたほうが、子ども達も色々学ぶことも多いし、併せて職員も指導いただけるという園長の考えでやっているんですけども、それを子ども達は非常に楽しみにしております。講師の先生も非常に熱心で、発表会の場でも素晴らしいものが発表できております。小学校に行っても困らないようにということも目的であります。

【委員】

土地取得について質問させていただきたいんですけども、土地取得について所有者から前向きな回答を得られたと言われておりましたが、こちらは田んぼですか。

【法人】

①と③は田んぼです。

【委員】

相続税の問題等があり、売却というのは現実的ではないと思いますが、どの程度好感触をもっておられますか。また、どの程度取得ができる可能性があるのか。もし売却がダメな場合は借り上げは確約されているのか、また、駐車場と屋外遊技場は大きな土地がいると思うんですけども、両方借り上げられた時は借り賃は高いと思います。どちらも借り上げで考えですか。

【法人】

希望としては買いたいと思っております。最悪どちらか買えれば。やはり駐車場は必要です。余った部分は菜園等の子どもの食育でと考えております。運動場側の所有者は好感触でした。もう一方はまだ話があまり進んでいないのでわかりません。

【委員】

警備員配置の時間帯は変更できますか。

【法人】

変更できます。保護者会と話をした上で、一番必要な時間帯にと考えています。

【委員】

マツガ保育園でスイミング等されてると思うんですけども、保護者負担は具体的にどれぐらいかかるんですか。

【法人】

スイミングは近くのスイミングスクールと提携してまして、月 1,500 円。音楽遊びはいただいております。体育教室と英語教室はいずれも月 1,000 円徴収いたしております。

【委員】

新しい保育所でもプールは造るんですか。

【法人】

プールは造りたいと思ってます。2 階部分に考えてます。

【委員】

それとは別にスイミングスクールがあるんですか。

【法人】

園でのプールは夏だけです。

【委員】

夏以外はスイミングスクールがあるということですか。

【法人】

スイミングスクールは4、5歳児は年間を通して行っております。保育園でプールをやっている時期は、保育園のプールにも入っております。

【委員】

中宮でも同様に実施する予定ですか。

【法人】

ゆくゆくはやりたいと思っております。希望がなければやりません。

【副会長】

施設長予定者が看護師の先生になってます。医療と保育の関係等について、プレゼンテーションでもその部分について触れられておりましたが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【法人】

現在私の仕事といたしましては、看護師で入っておりますけど、保育にも携わっております、お母さんの子育ての悩みを聞いたりもしております。保育士さんとも一緒に勉強して、看護師として、子どもの健康管理を考えたり、全体を見て保育士では難しい部分を補完したり、保護者等との連携をとったりしております。

【委員】

マツガ保育園さんでは、現在障害児を受け入れられておりますか。

【法人】

今現在はおりませんが、昨年度まではおりました。

【委員】

今後対応してもらえるんですか。

【法人】

はい。

【委員】

先ほど言われた以外にマツガ保育園のアピールできる点がありますか。

【法人】

先生の仲が良くて、子ども達の笑顔が多いところが良い点だと思います。

【会長】

それでは、時間となりましたので、これでプレゼンテーションを終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【法人】

ありがとうございました。

【会長】

それでは、法人のプレゼンテーションが終わりましたので、これより法人 2 の仮審査を行います。先ほどと同様に、赤鉛筆で採点をお願いします。採点時間は、この時計で 11 時 15 分を目安とさせていただきますと思います。

【法人】

ただいま時間が 5 分経過したところなんですけども、まだ時間が必要な方がおられましたら、教えていただいてもよろしいでしょうか。

【会長】

これより集計を事務局にさせていただきますが、この後の会議は、第 3 委員会室で行いますので、採点していただきました仮審査表のみ、机の上に置いていただき、第 3 委員会室に移動していただきますようお願いいたします。

—— 案件 2 ——

【会長】

それでは、会議を再開します。委員の皆様のお手元に仮集計の結果が配付されています。これより意見交換をしていきたいと思います。ご意見はありますか。

【事務局】

総合計と各委員の 1 位の結果に乖離が生じた場合の対応としまして、法人 1 が 503 点、法人 2 が 509 点ということで、法人 2 のほうが点数は高いですが、委員がどちらに高い点をつけたかを見ますと、同点を含めて法人 2 が 3 人、法人 1 が 4 人となり、法人 1 に高い点をつけた委員が多いということになり、乖離が生じております。ですので、委員の皆様の意見交

換を行っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、一人の委員さんが点数が異なる項目であるとか、0点にされている項目について、法人の提案内容をご説明させていただいた後に意見交換を行っていただきたいと思います。

法人2の14番を提案書類に従って読ませていただきたいと思います。苦情対応のところになります。

- ・一人一人にとって快適な保育とは、一方通行のものではなく、保護者と園との相互理解の上に成り立ちます。ご意見ご要望は、皆様のご意見として活かし、保育の質の向上に努めます。連絡帳や送迎時のコミュニケーションを大事にし、日常から信頼関係の構築に努力します。

- ・苦情解決担当者は園長。苦情受付担当者は主任。このシステムを保護者や地域に周知するために屋外掲示板や入園のしおりに掲載します。いただいたご意見や苦情に対しては、プライバシーに考慮しながら、園だよりや屋外掲示板等に公表します。また、園で解決できない部分については、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできることを周知させます。また、本日追加の提案もありました。

- ・意見箱も設置いたします。

- ・随時、保育に対してアンケートも実施します。

- ・新園舎には、意見や相談、要望が言いやすいスペースを設けます。

【事務局】

この点につきまして、意見交換をしていただきたいと思います。

【事務局】

事務局からの提案でございますが、点数に乖離のあった項目を先に読ませていただいて、その上で意見交換をさせていただきたいと思うのですが。

【会長】

はい。お願いします。

【事務局】

それでは21番の給食と食物アレルギー対応についてをご覧ください。こちらの確認事項は、

- ・中宮保育所で提供していた給食を基本としているか
- ・アレルギー対応について除去食や代替食等配慮されているか

になります。法人1の提案内容を読ませていただきます。様式4の(3)になります。

食育は、子どもたちの成長発達にとっても大きな役割をします。しかし、食物アレルギーを持つ子どもたちにとっては、間違えば命に係わることもある重大な問題でもあります。そのため、アレルギー対応マニュアルを整備し、園内でも絶えず研修を重ね、事故が起こらないようにしなければならないと考えます。そのためには、常にアレルギーのある子どもの把握と、アレルギー食品の把握を絶えず確認していかなければならないと思います。

対応食により、成長盛りの子どもたちの、食に対する喜びを持続させていく責務が保育園にあるように思います。

食物アレルギーのある児童への対応方法。面接を行い、保育園でのアレルギー対応食の必要性の有無を確認する。アレルギー対応食園児の保護者より、

- ①食物アレルギー対応食の申請に対する主治医意見書
- ②食物アレルギー対応食申込書
- ③食物アレルギー対応食確認表

を提出してもらう。

職員は、保護者との面談、保育園での対応について説明し、全職員についても対応食の周知徹底を促す。

保護者は、アレルギー対応食の献立表の確認と状態の確認。

調理師（栄養士）は、対応する食品の確認、対応する食品の確認、アレルギー対応食の予定献立表作成、対応食指示書作成、園児の食事状態観察、定期的に保護者の面談を行います。

- ・食事時の安全の確認をしっかりと行いながら、お友だちとも安心して楽しく食事ができる状況を工夫します。
- ・緊急時（ショック症状等）にも備え、関係機関（医師等）との連携を行います。
- ・災害に備える非常食もアレルゲンのない物にします。

とあります。

続いて法人2になります。

- ・医師の診断等を基に、献立に中からアレルゲン食品の除去及び代替で実施します。
 - ・食物アレルギーの対応は、家庭と保育園が一体となり取り組むことが大切です。懇談会や試食会等を開き、子どもの健康状態や献立・調理方法の助言など情報交換を行います。
 - ・誤食を防ぐため、職員間で情報を共有し、口に入るまでに数回のチェックを行います。
- とあります。

続きまして、23 番地域子育て支援事業の実施についてになります。確認事項としましては、

- ・地域子育て支援事業（例、枚方市安心子育て応援事業）等が予定されているか
- があります。法人1は、地域に開かれた施設、または地域の資源として、子育てを支援するプログラムをできるだけ実施します。

事業内容は、親子教室、育児相談、講演会、講習会、コンサート、サークルの育成、施設の開放、備品の貸出、子育て情報提供、園行事への招待、保育体験、給食試食会等を行います。

- ・枚方市ふれあい体験事業として、保育体験や園のプログラムに参加していただく機会を積極的につくります。
- ・ブックスタート事業では、プレゼントの本の活用も含め、乳幼児の子育て環境づくりを行います。
- ・地域の気になる子どもへの支援活動は、いろいろな活動の中で継続的な支援を行うとともに、地域の委員さんを中心に子育て家庭の見守りと対応に努めます。
- ・地域の子どもをめぐる諸問題に対し、市の関係機関と積極的に係わりをもって対応しま

す。

とあります。法人 2 では、

- ・保育園がもつ設備や人材をフル活用し、子育ての「不安感」「負担感」「孤独感」を乗り越えられるよう支援します。今まで中宮保育所で培ってこられた地域の子育て世帯との絆を大事にします。
- ・地域の子育て支援は、「枚方市安心子育て応援事業」の要綱に基づき実施します。仮園舎は環境が整わないことが予想されますが、可能な限り安心・安全に配慮しながら実施します。
- ・具体的には、育児相談・ふれあい体験・枚方版ブックスタート・園解放・絵本の貸出・保育園行事へのお誘い等を行います。
- ・新園舎になってからは、スペースを確保し、地域の保護者や子どもの現状やニーズを分析し、上記に加えて、さらに積極的に地域活動を行います。具体的には、マツガ保育園で行っている、「収穫を通して食育体験」「リトミック」を行いたいと考えています。「リトミック」では、リズムに合わせて心地よく体を動かしたり、曲のテーマに沿った制作をしたり、親子で楽しい時間を過ごして子どもの成長とともに喜びます。
- ・随時、アンケートを実施して内容を見直したり、ご意見を次に活かしたりします。
- ・次世代育成支援の観点から、中学校の職業体験・保育士実習も受け入れ、将来の子育て力に繋がる支援をします。

とあります。

続きまして 26 番、保育の質の向上の項目になります。確認事項としましては、

- ・職員の研修について積極的に取り組んでいるか

になります。法人 1 につきましては、

第三者評価などの外部評価と常に自園や職員の自己評価を基に、その課題をクリアしていきます。年間計画を立て、研修や学習の機会を内外ともにたくさん持ち、研鑽に励みます。保護者の希望やニーズに応える保育に努めます。また、教育機関や地域の方々の保育参画にも期待します。

また、保育指針にもあるように、子どもたちは、たくさんの人とのかかわりで、豊かな感性が磨かれ、成長していきます。そのため、可能な限り、保護者との話し合いも持ちながら、地域のお年寄り、各委員さん、学生さんなどの保育参加を促していきたいと考えています。

とあります。

続きまして 30 番、保育士の採用及び構成の項目になります。確認事項としましては、

- ・保育士の年齢及び経験年数に配慮した構成となっているか
- ・中宮保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用を予定しているか

とあります。法人 1 につきましては、乳児の各クラス、幼児の各クラスの担当は、現在運営中の保育園より配置。その他の職員については、新規採用により年齢及び経験年数に偏りのないよう構成します。現在勤務しておられる職員が、移管後の就労を希望される場合は、当法人の理念、抑制のない保育への取り組みなどに共感できる人を採用します。

とあります。

続きまして 33 番の公正採用選考人権啓発推進員の項目の確認事項としましては、

- ・公正採用選考人権啓発推進員の設置予定はあるか

とあります。法人 2 のほうを紹介させていただきます。

- ・園長が公正採用選考人権啓発推進員になります。

・職員採用にあたっては、人権問題を正しく理解し、応募者の適性と能力に基づく公正な選考を実施します。

・採用時のみならず、子どもの人権を軸にいろいろな角度から人権意識の向上を推し進めます。

- ・人権研修に積極的に参加します。

とあります。

続きまして 37 番の移管前の引継ぎの項目になります。確認事項としましては、

- ・1 年前より年中行事等の参加（障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認などを含む）を予定しているか

とあります。点数が乖離しているのは法人 1 になります。

移管 1 年前から、施設長予定者は、随時中宮保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加を含む）を行うとともに、中宮保育所の保育士との引き継ぎのための「共同保育」の実施計画作成の協議を行います。平成 27 年 1 月から 3 月の 3 か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置します。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置します。看護師、調理員についても「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けます。「共同保育」期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行います。

続きまして 38 番の移管後の市への協力体制の項目になります。確認事項としましては、

- ・運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的であるか

となります。こちらは法人 2 の案件となります。

移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問する時は協力します。また、必要に応じて、保育内容について枚方市とも相談しながら進めていきます。

とあります。

続きまして 41 番の保護者負担の項目になります。確認事項としましては、

- ・現行より負担が増えることはないか

となります。乖離しているのは法人 2 になります。

- ・すでに入所している保護者の負担が増えないようにします。

・新たなサービスの実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施します。

とあります。

続きまして 46 番、路上駐車対策になります。確認事項としましては、

- ・路上駐車対策として、定員増などにより自動車利用者が増加し、園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場の借り上げなどが提案されているか

となります。法人 1 の提案内容を読ませていただきます。

仮園舎建設の際は、送迎時の自転車置き場と駐車場を敷地内に設け、路上駐車防止に努めます。また、自転車と車利用者の実態を調査し対応します。また、近隣には、駐車禁止の三角コーン等を置いて近隣への無断駐車の防止につなげます。

新園舎建設にあたっては、敷地内に駐輪・駐車スペースを確保する工夫をします。さらに必要に応じて、近隣の駐車場を賃貸契約する対策も講じ、警備員を配置して対応します。とあります。以上、乖離のある項目、0 点のある項目について、読み上げさせていただきました。

【事務局】

もう一度事務局でどういった状況になっているのかということをご説明させていただいて、皆様と状況の確認を再度させていただきたいと思います。資料 1 をご覧いただけますでしょうか。下のほうの本審査結果の確認をご覧ください。条件を満たしている場合として、

- ①基準点合計（315 点以上）を満たしている
- ②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人（例：甲法人）
- ③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が「甲法人」に最も高い点をつけた（選んだ）場合

ただし、総合計が同点の委員は、「甲法人」を選んだものとする。また、委員数が同数の場合も、「甲法人」を選んだものとする。

とあります。①につきましては、両法人とも 500 点を超えておりますので、満たしているということになります。②につきましては、ここでは法人 2 が該当します。しかし、③につきましては、最も多くの委員が高い点をつけたのは同点を含めて法人 2 が 3 人、法人 1 が 4 人となり、条件が満たされておりません。非常に僅差になっておりますが、先ほど読み上げさせていただいた項目を中心に意見交換をしていただき、修正等がございましたらしていただければと思います。

【委員】

41 番の保護者負担について。プレゼンテーションを聞いている限りでは、どちらの法人とも、民営化してすぐには増えないが、いずれするのではないかと思います。

【委員】

具体的な金額の提示等もあり、印象に残った部分ではないかと思いますね。

【委員】

41 番の確認事項の「現行より負担が増えることはないか」についてですが、負担がなければ 2 点、あれば 0 点をつけたらいいと思うんですが、1 点はどういう判断基準で行えばいいんでしょうか。

【事務局】

今回のプレゼンテーションで、両法人とも「費用負担はありません。負担が必要な場合は保護者と話し合いを行って決めます」という回答ですので、質問については確認することができます。ですので、条件はクリアしています。ここを1点とするのか2点とするのか、先々のことを踏まえて0点とするのか。そこは皆様の判断になると思います。

【委員】

非常に言いにくい話なんですが、点数は皆様いろいろな方が採点を行っていただくので、それぞれでご判断いただければいいのではないかと思います。法人2で決定する場合、4人以上の委員さんがこちらに多くの点数をつける必要がありますよね。そういう観点で点数を拝見していますと、法人1のほうに多くつけられてるのがB委員、5点差ですね。C委員5点差、D委員1点差、G委員4点差。この差を誰かが覆せない限りは、絶対決められないですよ。D委員が1点差なのでこの差を覆させよう、というようなことになってしまうと思います。今の出し方では決定できないのではないかなと思うんです。大事な議論ですけども、41番で1点変わったとしても大局に影響はないと思います。なので、頭をまっさらにしてもう一度最初から採点し直したほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【会長】

委員さんそれぞれが各々の基準に基づいて採点されてるので、基準を統一することは不可能だと思います。個々の項目についての意見交換は、おっしゃったように無理だと思うんです。ですので、もう一度採点を行っていただいてから本審査に入ったほうがいいのかなと思いますが、そのようなかたちをとらせてもらってよろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【会長】

それでは事務局すみませんが、このようなかたちで本審査に入りたいと思います。

【事務局】

これから本審査に移っていただきますけども、皆様のご都合等もございますので、次の手続きに進む前に確認させていただきたいんですが、12時を過ぎたところですので、このまま採点を行っていただくか、先にお昼ごはんをとっていただくか、決めていただきたいんですが、どうでしょうか。

【会長】

皆様いかがいたしましょうか。

【委員】

チェックに時間がかかるので、採点をしてから休憩がいいと思います。

【会長】

今ご提案がありましたが、段取りとして事務局どうでしょうか。

【事務局】

確かに集計には時間がかかります。ですので、本審査を終えた方から休憩をとっていただくのもよろしいかと思います。再開の時間だけ決めていただいたら、それまでに集計結果をお配りしたいと考えてますがいかがでしょうか。

【各委員】

それで結構です。

【事務局】

それではこの時計で 13 時 15 分から再開したいと思います、よろしいでしょうか。

【各委員】

わかりました。

【会長】

それでは、ここで一旦会議を中断します。

.....

【会長】

それでは時間になりましたので、会議を再開します。事務局は説明をお願いします。

【事務局】

ただいま本審査表をお配りしています。先ほどの仮集計の際に考えを固めていただいたと思いますので、審査表にはボールペンでご記入いただけますでしょうか。

(委員採点)

【会長】

それでは、これから本審査に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

委員の皆様へ選定審査表（本審査用）をお配りします。先ほどの仮集計のところで、委員の皆様には審査結果を固めていただいたことと思いますので、審査表には、仮審査表の採点内容をボールペンで転記していただきます。全ての記入が終わりましたら、内容を確認していただき、委員のお名前を署名してください。採点が終わりましたら、事務局で集計させていただきます。集計結果を、委員の皆様にご確認いただき、資料 1 の一番下にありますように、3 つの条件を満たしていれば、法人が選定されることになります。また、法人の選定とあわせ、応募のありました法人について、選定審査会の評価コメントをいただきたいと考えておりますので、選定後、法人の評価コメントについて、ご審議をお願いいたします。

【会長】

ただいまの事務局の説明について、何かご質問はありませんか。

（質疑応答）

【会長】

それでは、採点をお願いします。

（委員採点）

（事務局が審査表を回収、集計）

（休憩）

【会長】

集計結果が出たようですので、確認をしていきたいと思います。

事務局から再度選定方法の説明をお願いします。

【事務局】

資料のご確認の前に、再度、選定方法について、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

選定される条件としましては、本審査集計に基づき、以下の 3 つの条件を全て満たしていることを条件に法人を決定します。

①基準点合計（315 点以上）を満たしていること。

②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人であること。

③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が総合計が最も高い法人を選んでいることであります。

それでは、本審査集計の結果について、ご説明いたします。本審査集計表の右端の合計欄の再下段の総合計をご覧ください。これより選定される条件をご確認いただきます。

まず、①基準点合計（315 点以上）を満たしていること。につきましては、両法人とも満たしております。

次に、②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人であること。につきましては、法人 1 が 495 点、法人 2 が 477 点で、法人 1 が該当します。

次に、③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が法人 1 を選んでいることにつきましては、各委員の総合計欄に網掛をしている法人が最も高い点数を付けられていることを示しています。つきましては、法人 1 を選ばれた委員数は、同点の委員も含めて 5 人となり、法人 1 が 3 つの条件を全て満たしていることとなります。

次に、別添の選定結果をご覧ください。こちらは、別添の資料 5 本選定審査会の報告書として添付するもので、この選定結果は、後日、市長に報告していただき、ホームページ等で公表していく資料となります。

今回、審査項目が全部で 47 個あり、細部にわたることから、関連する項目ごとにまとめることで、わかりやすくしています。なお、まとめ方は、これまでの民営化の選定の時と同様の考え方で整理しています。例えば、最初の 1、応募法人の経営等に関する事項の部分につきましては、先ほどまで採点をしていただいております審査表の番号 1 番と 2 番を、(1) 応募法人の応募目的・動機の部分として、ひとつにまとめています。また、2 ページ目の最下段には、評価コメント（案）を記載しています。事前に、委員の皆様の評価が高かった項目を中心に抽出するとともに、これまでの審査内容から、とりまとめたものを案として、記載しています。

こちらを読ませていただきます。

評価内容、法人 1。個人の尊厳を守りつつ、一人一人のニーズにこたえるという人権意識とサービス精神を持って、複数の保育所を運営されており、経営面においても優れている。民営化に際し熱意があり、障害の状況を把握し、ソーシャルインクルージョンの考えに基づき対応する保育は安心感がある。さらに、乳児の発達に応じた個別保育計画による保育や、保育時間の延長、適切な保険制度への加入、遠方の保育所への見学に際し法人バスの利用など様々な提案がされている。施設整備においては、省エネ対策や保育・子育て支援に関する多機能な保育室等の設置、駐車場対策として近隣の用地の借上げなどの工夫をされている点などから、他の法人よりも総合的に優れた提案内容であると評価できる。

法人 2。社会・地域における福祉の発展・充実に寄与するため、公益性の高い組織として事業を実施するという経営方針や、たくさんの行事・体験を基に、基本的な生活習慣を身につけるなどの保育理念に沿って、安定した保育所の運営がされており、適切な保険制度への加入、様々な時間帯や事象を想定した安全対策、延長保育時における先生の引き継ぎの考え方などについて提案されている。さらに、障害児保育や、アレルギー児への対応や食育を含めた給食の提供、現状の課題解決や菜園など食育の推進にも寄与する用地取得も想定した施設整備の考え方などについて工夫されている点などが評価できる。

【会長】

ただいま、事務局から本審査集計の結果、さらに報告書に添付する選定結果（案）につい

て、評価コメントを含めて、説明がありました。選定結果としましては、条件を満たしているため、社会福祉法人日本コイノニア福祉会を移管する法人として決定します。次に、評価コメントについて、何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、応募法人の評価コメントについては、案通りとさせていただきます。

以上で、本選定審査会としましては、運営法人の選定と応募法人の評価を行いました。この後のことについては、どうなりますか。

【事務局】

本日、選定審査会において市立中宮保育所の運営法人の選定と応募法人の評価を行っていただきましたので、選定結果については、12月20日に竹内市長に報告していただく予定をしております。つきましては、安藤会長に選定審査会を代表してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

それでは、本日の選定結果の報告につきましては、私が本選定審査会を代表して12月20日に市長に報告させていただいてよろしいですか。

【各委員】

お願いします。

【会長】

それでは、本選定審査会として、皆様と一緒に、無事に法人を選定することができました。皆様、お疲れ様でした。これをもちまして会議を終了いたします。

【事務局】

本日は平日でお仕事などがある中をご調整いただき、朝早くからご審議いただき、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中、この間、9月の第1回目から本日まで計3回にわたり、中宮保育所民営化に係る法人選定にご尽力をいただき、本当に感謝申し上げます。

市といたしましては、本日選定いただきました結果を尊重し、北牧野保育所と合わせて、年明けの1月には、正式に決定とさせていただき、市ホームページ等で公表させていただきます。

これからは選定いただきました法人に、募集要項に定められたことを遵守し、今の中宮保育所の保育を適切に引き継ぎ、より良い保育所として運営してもらい、子どもたちが楽しく過ごせるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えています。

また、民営化後も定員増に向けて施設整備を行ってまいりますので、今後も適宜、保護者や地域の皆様におかれましては、必要に応じて取り組み状況などを説明させていただくなど、引き続き皆様方のご協力を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

本日、選定審査会におきまして運営法人を選定していただきましたが、運営法人の正式決定につきましては、12月20日に安藤会長から市長へ選定結果の報告をしていただいた後、本市の公立保育所民営化会議や内部手続きを経て、決定させていただくことになります。そのため、正式決定は1月上旬になります。それまでは、選定結果は公表いたしませんので、委員の皆様には、守秘義務がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、公表の時期については、別途、お知らせいたします。

また、後日、1月以降になりますが、これまでの会議録（案）と、法人から提出のあった資料などを除いた会議資料を合わせて、郵送でお届けしますので、会議録のご確認をお願いします。そのため、本日、ご使用いただきました資料につきましては、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、会議録と会議資料につきましては、市のホームページで公表していきます。長時間、お疲れ様でした。